

○東海市公民館管理規則

昭和48年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 昭和55年9月30日教委規則第6号

昭和63年3月31日教委規則第3号

平成4年2月1日教委規則第1号

平成4年3月27日教委規則第3号

平成9年3月31日教委規則第1号

平成12年3月29日教委規則第6号

平成15年3月28日教委規則第7号

平成18年1月19日教委規則第4号

平成22年12月1日教委規則第2号

令和4年7月7日教委規則第3号

東海市公民館の設置および管理に関する条例施行規則をここに公布する。

東海市公民館管理規則

東海市公民館管理規則（昭和44年東海市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東海市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年東海市条例第19号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、東海市公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（臨時休館日等の公表）

第2条 教育委員会は、条例第7条第2項の規定により公民館を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合には、5日前までにその旨を公表するものとする。

第3条 削除

（公民館の利用）

第4条 条例第8条第1項の規定により公民館の利用について許可を受けようとする者は、利用日前180日から5日まで（地区公民館にあつては、利用日前60日から利用日まで）に公民館利用申込書を館長に提出しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 館長は、前項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、公民館利用承諾書を申請者に交付するものとする。

3 公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（図書の出し出し手続）

第5条 公民館の図書の貸出しを受けようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

（利用許可の取消し及び変更手続）

第6条 利用者は、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに館長に申し出なければならない。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、公民館を利用するときは、係員に申し出て、指示を受けなければならない。

2 利用後は、直ちに原形に復し、清掃及び戸締りを行い、特に火気の無いことを確認して、係員に引き継がなければならない。

（入館の制限）

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1） 他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者

（2） 施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれのある者

（3） 前2号のほか、管理上支障があると認める者

（行為の禁止）

第9条 公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 飲酒すること。ただし、地区公民館においては、あらかじめ館長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（2） 所定の場所以外において喫煙し、又は許可を受けずに火気を使用すること。

（3） 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。

（4） 許可を受けずに広告類等を掲示し、又は配布すること。

（5） 許可を受けずに物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をする

こと。

(6) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。

(7) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に東海市立上野公民館の管理を行わせる場合における第2条、第4条から第6条まで、第8条及び次条の規定の適用については、第2条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「条例第7条第2項」とあるのは「条例第16条第4項において読み替えて適用する条例第7条第2項」と、第4条第1項中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第16条第4項において読み替えて適用する条例第8条第1項」と、「館長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項、第5条、第6条及び第8条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「教育長の承認を受けて、館長」とあるのは「教育委員会の承認を受けて、指定管理者」とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を受けて、館長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第6号)

この規則は、昭和55年10月17日から施行する。ただし、東海市立文化センターを使用しようとする者は、同日前であつても改正後の東海市公民館管理規則第7条の規定により、公民館使用許可申請書を提出することができる。

附 則 (昭和63年教委規則第3号)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に作成されている公民館使用許可申請書及び公民館使用許可書で残量のあるものについては、改正後の東海市公民館管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成4年教委規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年教委規則第3号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 地区公民館を使用しようとする者は、この規則の施行の前日であっても、教育委員会の定めるところにより公民館使用申込書を提出することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に地区公民館の使用について受けている許可は、東海市公民館管理規則第7条の規定により受けている許可とみなす。

附 則（平成9年教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館管理規則の規定は、この規則施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成12年教委規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第4号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている申込書その他の用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市公民館管理規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成22年教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第3号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第4条第3項並びに第9条第5号及び第6号の改正規定は、公布の日から施行する。